

	減免対象	減免額	実費負担額 (月額)	必要書類	注意事項
①	生活保護法による 被保護世帯	育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円		
②	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が児童の保護者のいずれかである世帯	育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円	<u>減免要件を西東京市の公簿等により確認できる場合は、証明書等の添付は不要です。</u>	
③	市民税・都民税 非課税世帯	児童育成手当受給世帯の場合 育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円	※申請書下部の「同意者」欄に、世帯の18歳以上の方全員の署名が必要です。	減免申請の結果は、児童育成手当の受給決定後(7月下旬以降)に通知します。(※)
④	※児童育成手当を受給している世帯とそれ以外の世帯で減免額が異なります。	上記以外の場合 育成料 6,000円 間食費 0円	間食費のみ 1,000円	※市の公簿等により要件が確認できない場合(他市から転入された方など)は、証明書の添付が必要となります。詳しくは児童青少年課にお問い合わせください。	減免申請の結果は、令和7年度市・都民税の課税決定後(6月中旬以降)に通知します。(※)
⑤	西東京市就学援助費 受給世帯	育成料 6,000円 間食費 0円	間食費のみ 1,000円		●教育委員会への就学援助費の受給申請とは別に、児童青少年課への申請が必要です。 <u>自動的に減免にはなりませんので、ご注意ください。</u> ●減免申請の結果は、就学援助費の受給決定後(7月中旬以降)に通知します。(※)
⑥	休会により登所しない場合	育成料 6,000円 間食費 1,000円	0円	学童クラブ休会届など	●学童クラブ休会届の申請とは別に、児童青少年課への申請が必要です。 <u>自動的に減免にはなりませんので、ご注意ください。</u> ●休会期間は最長で3か月間となります。そのため、減額免除の期間も最長で3か月間となります。
⑦	児童がアレルギー疾患等でおやつを食べることができないと認められる場合	育成料 0円 間食費 1,000円	育成料のみ 6,000円	アレルギー疾患等であることが分かる医師の診断書など	この要件により学童クラブ間食費の減免を受けた児童には、学童クラブよりおやつが提供されませんので、ご注意ください。

(※)減免決定までの間は、育成料等の口座振替が通常どおり行われますのでご了承ください。決定後、過納額が発生する場合は還付または充当をします。